

大田市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 3 年 8 月 2 0 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 6 6 号

大田市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則
大田市職員分限懲戒審査委員会規則（平成 2 3 年大田市規則第 3 0
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 4 号中「教育部長」を「政策企画部長」に改め、同
項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この規則は、令和 3 年 8 月 2 0 日から施行する。